

個人情報共同利用について

当組合が他の事業者（事業主等）と個人情報を共同利用するものは以下のとおりです。

●健診結果等の事業主との共同利用●

1. 個人データを利用する趣旨

各種健診結果に基づく事後指導（特定保健指導・受診勧奨等）や健診未実施者への勧奨、各種保健事業への参加状況による効果検証、健診補助事業などを効率的、効果的に行うため、そのデータを事業主と共同利用して利用する。

2. 利用する個人データの項目

記号・番号、氏名、性別、生年月日、所属コード、所属名、健診受診日、健診医療機関名、健診結果、問診内容、保健指導又は受診勧奨の有無、保健指導又は受診勧奨面談の実施日、保健指導の経過、イベント・セミナー参加状況

3. 利用する者の範囲

- ・当組合の保健事業担当者、事務長、常務理事
- ・加入事業所の健保担当者、産業医、産業保健スタッフ、

4. 利用する者の利用目的

被保険者及び被扶養者の健康の保持・増進のための健診と事後の保健指導、受診勧奨、健康相談等への利用及び事業の評価分析並びに産業医等との情報交換ため。

特定健康診査該当者の定期健康診断結果を特定健康診査データとして使用するため。

5. データ管理責任者の氏名または名称

- ・当組合 常務理事
- ・加入事業所の健保担当部（課）長および産業医

●高額医療給付に関する健康保険組合連合会との共同利用●

1. 個人データを利用する趣旨

健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会（以下「健保連」という。）と健保組合が共同で実施している事業から、当組合に高額な医療費が発生した際に、その費用の一部の交付を受ける。

2. 利用する個人データの項目

対象レセプトの記載データおよび交付申請に使用する項目（氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額 等）

3. 利用する者の範囲

- ・当組合の高額医療交付金交付事業担当者、事務長
- ・健保連高額医療グループ担当者、健保連の委託業者（公益財団法人 日本生産性本部及び協力会社）

4. 利用する者の目的

- ・高額医療交付金交付事業の申請、審査、決定および高額医療費の分析

5. データ管理責任者の氏名又は名称

- ・当組合 常務理事
- ・健保連 組合財政支援グループ グループマネージャー